

社会福祉法人福角会
指定障害者支援施設いつきの里
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福角会（以下「事業者」という。）が設置する障害者支援施設 いつきの里（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。
- 7 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 8 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 9 前八項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第61号）並びに「松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月26

日松山市条例第65号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いつきの里
- (2) 所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
- (2) 生活介護

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤)
 - (ア) 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
 - (イ) サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること

2 前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。

- (1) サービス管理責任者 2人以上 (うち1人以上は常勤)
- (2) 生活支援員 16人以上 (うち1人以上は常勤)
- (3) 看護職員 1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 事務員 1人以上
- (6) 医師 1人以上(嘱託)
- (7) 調理員 1人以上

3 前項の職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) サービス管理責任者
 - サービス管理責任者は、次の業務を行う。
 - (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サー

ビス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成すること。

- (ウ) 施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面（以下「施設障害福祉サービス計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 施設障害福祉サービス計画作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(2) 生活支援員

生活支援員は、利用者に対し、日中・夜間を通じ、日常生活上の必要な支援および日中活動（作業・療育等）への支援を行うと共に、個別支援計画に基づいたサービスの提供と具体的な支援を行う。

(3) 看護職員

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 栄養士

栄養士は、利用者自身の心身の状況や嗜好に応じた食事サービスについての管理・指導を行う。

(5) 事務員

事務員は、必要な事務を行う。

(6) 医師

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(7) 調理員

調理員は、食事の調理、配膳を行う。

(生活介護サービスに係る営業日及び営業時間等)

第6条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、生活介護サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始については土日等に振り替えて実施することもある。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始については土日等に振り替えて実施することもある。

(4) サービス提供時間

午前9時から午後4時までとする。

ただし、上記以外の時間もサービス提供することもある。

(利用定員等)

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

(1) 施設入所支援 40名

(2) 生活介護 50名

2 前項の規定にかかわらず、3ヶ月間の平均実利用人員が定員を超えて一定の範囲であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 施設入所支援

知的障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 生活介護

知的障害者（18歳未満の者を除く）

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設障害福祉サービス計画の作成

(2) 施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

(ア) 食事の提供

- ① 正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。
- ② 食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- ③ 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 排泄の自立についての必要な援助

(エ) 身体等の介護

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(オ) 生活相談

(カ) 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年2回定期的に健康診断を行うものとする。

(キ) (ア) から (カ) に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(3) 生活介護

施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与するものとする。

(ア) 食事の提供

(イ) 身体等の介護

(ウ) 生産活動（クッキー、アメニティグッズ等）

(エ) 創作的活動

(オ) 余暇活動

(カ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(キ) 生活相談

(ク) 健康管理

(ケ) 訪問支援

(コ) 送迎サービス

(サ) (ア) から (コ) に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(4) 社会生活上の便宜の供与

(ア) 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

(イ) 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。

(ウ) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 施設入所支援

(ア) ①食費

②光熱水費

ただし、法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下、「令」という。）第21条の3第1項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第34条第2項において準用する法第29条第6項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第21条の3第1項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

(イ) 日用品費の実費

(ウ) その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 生活介護

(ア) 創作的活動に係る材料費の実費

(イ) 余暇活動に係る材料費の実費

(ウ) 日用品費の実費

(エ) 食費

ただし、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(オ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負

担させることが適当と認められるものの実費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域)

- 第11条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、生活介護サービスに係る通常事業の実施地域は、松山市の城北部に限る。
- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し、実施する場合もある。

(工賃の支払等)

- 第12条 施設は、生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第13条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。
 - (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
 - (2) 火気の取り扱いに注意すること
 - (3) けんか、口論その他、他人の迷惑となるような行為はしないこと
 - (4) その他管理上必要な指示に従うこと

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

- 第14条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三カ月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第15条 施設は、当該施設において施設入所支援を受ける利用者が同一の月に施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたとき、または、当該施設において施設入所支援を受ける者を除く利用者からの依頼を受けて、当該利用者が同一の月に施設が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、それぞれの利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介

護給付費を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第16条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託するものとする。

(1) 施設設備の修繕等

(2) 前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であつて、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

3 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修採用後6カ月以内

(2) 採用後研修年1回以上

(非常災害対策)

第17条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(協力医療機関等)

第20条 施設は、入院治療を必要とする利用者の為に、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第21条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条第1項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第22条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町が、また、法第48条第1項の規定により愛媛県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町又は、愛媛県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は、愛媛県知事及び市町長から指導

又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第23条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第24条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止に関する委員会は人権委員会等をこれにあてる。

（身体拘束の禁止）

第25条 施設は施設入所支援及び生活介護の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

- 2 施設はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 施設は身体拘束等の適正のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施することとする。

(記録の整備)

第26条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(1) 施設障害福祉サービスの提供の記録

(2) 施設障害福祉サービス計画

(3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録

(4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録

(5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町への通知

(7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町への通知

(その他運営に関する重要事項)

第27条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日より、第5条2 第5条3 第7条(1) (2)を一部改正し、第5条2(8)第5条3(8)を削除する。

平成24年8月24日より、第5条2(2) 第6条を改正する。

平成25年4月1日より、第5条2を一部改正する。

平成26年4月1日より、第2条9 第5条2 第10条3(1) 第20条3 第23条を一部改正する。

平成27年4月1日より、第5条2を一部改正する。

平成28年4月1日より、第5条2を一部改正する。

平成29年4月1日より、第5条2を一部改正する。

平成30年4月1日より、第5条2を一部改正する。

2019年4月1日より、第5条2を一部改正する。

令和2年4月1日より、第5条2を一部改正する。

令和3年4月1日より、第5条2を一部改正し、第23条(5)、第24条、
2、3、4、5を追加する。

令和4年4月1日より、第5条2 第18条2を一部改正し、第19条を追加
し、以下の各条を繰り下げ、第24条を一部改正する。

令和5年4月1日より、第5条2と第25条4の一部を改正する。